

第7回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要

開催日時	平成27年 8月11日(火) 15:30~16:42
出席委員	13名(うち代理出席2名)
事務局	小寺 保健福祉部次長 兼 保健福祉政策課長 近藤 長寿社会課長 前田 障がい福祉課長 中尾 保健福祉政策課 課長補佐
協議対象団体	佐世保市社会福祉協議会 宇久介護事業所所長(1名) NPO法人「ほほえみ佐世保」理事(1名)

1. 開 会

2. 主宰者あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 会長、副会長互選

【次のとおり決定した】

会 長	学識経験者	長崎県立大学准教授
副会長	協議会の主宰者である佐世保市の職員	保健福祉部長

5. 議 事

(1) 福祉有償運送の概要等について

- ・事務局から「資料1」をもとに「道路運送法の事業区分」、福祉有償運送への登録要件について概要説明。

(2) 自家用自動車有償運送新規登録について

- ・社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会宇久介護事業所所長から、福祉有償運送の実施状況について説明。

《質疑応答》

- (A委員) 名簿に載っている輸送対象者98人は、島内の要介護認定者と要支援者認定者の全員に当たるのか
- (事業所所長) 全員ではない。社協の介護事業所を利用されている方のみである。
- (B委員) 宣誓書の住所が全部黒塗りしてあるが、宇久町に住んでいるということは出しておかなくていいのか。隠してあると協議できないのではないのか。

- (事務局) 必要であれば、宇久町まで出したものを準備したい。
- (C委員、D委員) 福祉有償運送は、定款の事業の中でどれに当たるのか。
- (事業所所長) 居宅介護等事業、通所介護等事業を登録範囲としてやっている。定款上では第2条の11と14になる。
- (C委員) 宇久介護事業所が実施主体となっているが、申請は社会福祉協議会本体となっている。その違いは何か。
- (事業所所長) 当初は宇久介護事業所で申請していたが、陸運局との調整の結果、法人が一括で登録し、運送区域を限定するという事になった。もし、本土でも行う事になった場合は、この法人での区域拡大となる。

○事務局 資料配布(運転者の住所が町まで表記されているもの)

- (会長) 後は、この資料を参考にすることにした。
- (E委員) 運行管理の責任者である所長が運転に入られている時は、安全管理の代理者はどうしているのか。
- (事業所所長) 登録者の資格を持っているのが、私ともう1人の2人しかいないので、互いに交代で担っている。
- (E委員) もし事故等があった場合の連絡体制はどうしているのか。
- (事業所所長) 福祉有償運送に限らず、通常の業務も含めて、事業所としての連絡体制、安全運用の確認体制はある。
- (B委員) その組織表は出さなくていいのか。
- (事務局) 申請には必要ない。

《採決》

【次のとおり決定した】

全会一致	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会が行なう、福祉有償運送の更新登録の必要性について、合意する。
------	--

(3) 自家用自動車有償運送変更登録について

- ・ NPO法人 ほほえみ佐世保 理事から、福祉有償運送の実施状況について説明。

《質疑応答》

- (B委員) ①利用者の中に佐世保市外の方がいるが、これは構わないのか。
②役員名簿と履歴事項全部証明書の違いがあるのはなぜか。
- (団体理事) ①病院が佐世保市内であれば良い。
②6月に変更があった。来月までには登記に載るかと思う。
- (会長) 役員、運転手の住所については必ずしも佐世保市内でなくても良いとのこと。
- (C委員) 対価について「運送の対価は、タクシー上限運賃の概ね1/2の範囲内」とのこと

- あるが、どういう考えで500円から1,000円という料金設定になっているのか。
- (団体理事) 現在、市内のタクシー料金は1kmで510円、あとは189m伸びるごとに50円ずつ上がる。概ねその半分で計算している。
- (C委員) 先ほどの社会福祉協議会とは値段の差が結構あるが、そこはどのような形で適正性というものを見るのか。
- (事務局) 1/2というのは目安。それに相当するような値段設定になっているかどうかという判断を協議会の中で行っていただきたい。
- (C委員) 来年消費税が上がるが、料金への影響はないのか。
- (団体理事) ボランティアに払っているガソリン代に影響するが、料金には影響はないと考えている。
- (F委員) 平成21年に料金を値上げした記憶がある。ほほえみ佐世保の経営が成り立たないということであれば、値上げに賛成した経緯がある。
- (G委員) 質問ではないが、以前、透析の患者さんが、ボランティアが迎えに来ると言っていたのを思い出した。

《採 決》

【次のとおり決定した】

全会一致	NPO法人 ほほえみ佐世保 が行なう、福祉有償運送の更新登録の必要性について、合意する。
------	--

5. その他

- ① 運営協議会の主宰者である佐世保市長名で、申請者である両法人に対して、運営協議会において協議が調ったことを証する書類(様式第3号)を交付する。
- ② 現在のところ、新たな登録申請等の情報は入ってきていない。よって、当面、開催の予定はないが、情報が入れば各委員の日程調整の上、開催の案内を行う。

6. 閉 会

(以 上)